平成２５年（フ）第２０１８号
横浜市栄区公田町173番地１　公田共同住宅602号
債務者　芹沢　武司
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１９号
横浜市栄区公田町173番地１　公田共同住宅602号
債務者　芹沢久美子
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７号
熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲1054番地１
債務者　豊田　敦彦
１　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第５９３号
静岡県浜松市浜北区小松2588番地の１
債務者　中村　大輔
１　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
静岡県浜松市中区山手町35番28号　なごやかレジデンス浜松山手208号室、住民票上の住所静岡県磐田市海老島682番地１
債務者　爪田　富雄
１　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
栃木県足利市五十部町1552番地　五十部西山団地４―35
債務者　新井　宏子
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５８２号
岡山市南区福富中２丁目19番８号シティーハイツ難波202号室
債務者　萩原　逸美
１　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字一関40番地
債務者　山中　節也
１　決定年月日時　平成25年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１５６３号
名古屋市緑区西神の倉１丁目603番地、居所奈良県大和郡山市九条町247番地１　プレステ１番館709号室
破産者　服部　幸夫
１　主文　当裁判所が平成25年11月26日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市緑区西神の倉１丁目603番地、居所奈良県大和郡山市北郡山町62―１　プレステ壱番館709号室」とあるのを「名古屋市緑区西神の倉１丁目603番地、居所奈良県大和郡山市九条町247番地１　プレステ１番館709号室」と更正する。
２　決定年月日　平成25年12月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５１号
青森県黒石市大字元町68番地
破産者　細川　義昭
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３２２号
岩手県奥州市胆沢区小山字附野136番地10、旧住所埼玉県八潮市八潮７丁目21番地９
破産者　五十嵐貫吾
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２号
さいたま市西区大字佐知川155番地10　サニーコート202
破産者　大野　京子（旧姓武藤）
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
神奈川県平塚市撫子原６番26号アルビレオ201号、開始決定時の住所神奈川県平塚市土屋2020番地の５
破産者　渡井　章郎
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７７号
神奈川県平塚市撫子原６番26　アルビオレ201号、開始決定時の住所神奈川県平塚市土屋2020番地の５
破産者　渡井美恵子
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９７号
神奈川県伊勢原市桜台５丁目23番12号
破産者　若松　淳志
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部